

令和6年度 第2回国分寺市男女平等推進委員会

日 時：令和6年7月18日（木） 19時～20時30分

場 所：ひかりプラザ203・204号室

出席者：委員7名（甲斐田委員長・富永副委員長・横田委員・若島委員・青木委員・
田中委員・橋本委員）

事務局：3名（人権平和課長・人権平和担当係長・人権平和担当）

計画策定支援委託事業者：1名

委員長：それでは、定刻となりましたので、これより令和6年度第2回国分寺市男女平等推進委員会を開催します。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。まず、はじめに、本日は昨年度に引き続き、国分寺市からの委託により、次期計画策定業務を行っている事業者の方が出席されていますので、事務局よりご紹介をお願いいたします。

事務局：昨年度から引き続きの委員の皆様は、もうご紹介済みではあるのですが、令和5年度と6年度と2か年を通して、計画の策定に関わっていただく委託事業者さんです。

委託事業者：よろしくお願いいたします。

委員長：次に、資料の確認を事務局よりお願いいたします。

事務局：本日は、資料はあまり多くない形になっています。一番上は、「次第」になります。それからその次に、A3サイズの片面の資料と、それに続く形でA4の片面資料になります。

その次に、平成29年3月策定の計画の冊子と、あと令和3年の施策の修正のステープラー止めのものになります。こちらは、皆さんに一度お配りしていて、ご自宅に恐らくあると思うのですね。今後使うことはありますけれども、机上には配付させていただいて、置いて帰っていただくか、あるいは皆さんの分を机上に配付しておくのですが、書き込みたいとか、ご自身のものがないという場合は、お持ちいただいて。そうでなければ、置いて帰っていただいて、また次回用意しておきます。資料については、以上となります。

委員長：ありがとうございます。それでは、議題1「第3次国分寺市男女平等推進行動計画の構成・基本的な考え方について」です。

委託事業者：よろしくお願いいたします。着座にて失礼します。

私からは、次期計画である第3次国分寺市男女平等推進行動計画の構成と、基本的な考え方を説明します。

この会議の委員、継続されている方もいて、既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、確認としてお聞き頂ければと思います。

まず、資料1のA3の大きいほうです。こちらの資料を御覧ください。こち

らのA3のほうの真ん中にある中央の図は、第3次国分寺市男女平等推進行動計画の概要を記したものになります。こちらの図を中心に計画の構成を大まかですが、説明させていただきます。

まず、図の上の国ですとか、東京都という枠が上のほうにあると思いますが、こちらは国分寺市として男女平等推進計画の法的根拠として、国であったり、東京都の男女平等に関する法律などによる取組になっています。

国のほうでは、右の文章になりますが、男女共同参画社会基本法というのがありまして、男女が平等に社会活動に参加できる社会の実現を目指す法律です。男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野で活動に参画し、均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会と定義されているものです。

もう1つが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律です。こちらはDVの被害者を守るための法律となっています。

次に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律。略して女性活躍推進法というものです。

あと、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律。こちらは最近になるのですが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、略した名称なのですが、困難女性支援法。こちらが、本年の4月1日から施行になっておりまして、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点で、年齢・障害・国籍等を問わないで全ての女性の人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現のための支援の枠組みを構築、強化する法律という形になっております。

ちなみに困難な女性の困難女性支援法ですが、今までの困難な女性に関しても支援を根拠とする法律というのがあって、売春防止法というところにのっとりまして、これは女性の更生を基本とした法律というところで、コロナがきっかけで、困難な女性の方の課題というのが、複雑になってきているというところで、本来、新たに困難な女性、困難な課題を抱える女性に対しての支援というところをしっかりとした法律が制定された形になっております。

次に、東京都の法律になります。こちらは、東京都は国の法律や支援をもとに、次の条例の制定や計画をつくっております。A3の右側真ん中辺りのところにあります。東京都のほうでは、東京都男女平等参画基本条例というのを設定しておりまして、男女平等参画の促進に関し、東京都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策を、総合的かつ効果的に推進することを定めた条例というところで、この条例を踏まえて、東京都男女平等参画推進総合計画を策定しております。

また、先ほどの困難女性支援法に準じまして、東京都では、先ほどの東京都の男女平等参画推進総合計画とは別の計画として、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する、東京都基本計画というものを策定しております。「困難な問題を抱える女性への支援等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」。こちらは国の方針なのですが、その内容を踏まえて、東京都における困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的、計画的に展開していくための計画になっております。

なお、法的根拠というところなのですが、中央の図のところのちょっと真ん中の左手のほうにありますけれども、こちらに関して、SDGs、持続可能な開発目標に関しても、こちらも参考にして、そこに沿った形を踏まえて計画を考えていくものということになっております。

次に、国分寺市における男女平等に関する取組としては、右に書いてありますように、国分寺市男女平等推進条例というものです。

市では、性別にかかわらず、誰もが、その人の個性や力を発揮して自分の人生の主人公として生きることのできる男女平等社会を目指して条例を制定しています。男女平等を進める上での基本理念と市民、事業者等の責務、基本的施策などを定めております。

以上が国、都、国分寺市が男女平等に取り組む主な法的根拠となっております。

次に、計画策定での法的根拠というのは、資料のA3の右下に書いてあるとなっております。まず、国分寺市男女平等推進条例は第9条に基づいて策定することになっています。

次に、男女平等参画社会基本法、こちら4条になっているのですが、こちら14条の誤りです。訂正させていただければと思います。14条第3項に基づく「市町村男女平等参画計画」になります。

次に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律のDV防止法の第2条の第3項に基づく「市町村基本計画」と、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、女性活躍推進法の第6条の第2項に基づく「市町村推進計画」。

次に、新たに設置されました、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律。困難女性支援法第8条の3に基づく「市町村基本計画」。この法的根拠をもとに、国分寺市の計画を策定していくこととなっております。

こちらの法的根拠であったりとか、国、東京都の取組を踏まえた上で、国分寺市として計画内容を考える必要があると思います。

そのために、国分寺市の計画をどのようにつくっていくところで、計画の策定方法の説明をさせていただければと思います。

こちらは、A3の資料の左下のところに、少しの文章なのですが、記載させていただいております。どのように国分寺市の計画を策定していくかというものになります。

大きく6項目あるのですが、統計情報、アンケート結果、ワークショップ、前計画の進捗状況、男女平等推進委員会、パブリックコメントの実施ということになっております。

先ほど国や都の方針や取組を踏まえた上でという説明をしたのですが、やはり国と都という広域なところになっておりまして、それはどこの地域でも共通した取組にはなるのですが、国分寺市の地域における状況を踏まえたものにはならないと思いますので、こちらの国分寺市の男女平等の状況を把握し、それに沿ったものを考えた上で、計画に載せるという必要があると思います。

先ほどの策定方法の統計情報というのが、御覧のとおり、人口や就労状況などの統計情報のデータというのも現状として把握しているというところです。

アンケート結果につきましては、昨年度の実施した市民アンケートというところの、市民の意識の状況の把握というところになります。

次に、ワークショップなのですが、ワークショップを通して直接市民の意見を聞く場として、男女平等の状況の把握というところです。

あと、今回、第3次ということで、第2次の前計画ですね。その進捗状況、どのくらい取り組んだかというところでの、継続したという計画で、評価のほうとかも状況把握として判断していくところです。

これらで得た内容で、国分寺市の男女平等の状況を把握し、どのようなことが必要であるとか、どのような計画の方向があるのかというところを踏まえて、国分寺市のほうで計画を作成します。

次に、男女平等推進委員会、こちらの会議でしっかりと審議をしていただきまして、そちらでつくった計画案というものをまたパブリックコメントの実施で、また市民から広く意見を聴取した上で、国分寺市の計画を策定していこうというところは、策定方法という形になります。

次に、飛ぶのですが、その他を説明させていただければと思います。今度はA4の紙のほうを御覧ください。こちらの2段目のところで、「その他」になります。

こちら計画の期間についての説明になっています。計画の期間は、令和7年度から令和14年度の8年となっております。こちらは国分寺市の総合ビジョンと同じ期間となっております。

次に、計画の推進ということで、こちらは計画の策定後、どのように計画に取り組むかというものになります。こちらのほうも計画書には記載するような形なのですが、どのように計画に取り組んでいくかになります。大きく

4つになります。ここではこちら、現計画の文書そのままにはなっているのですけども、読ませていただきます。

1つ目が推進体制となります。市長の附属機関である「国分寺市男女平等推進委員会（推進委員会）」において、男女平等推進施策に関わる重要事項や行動計画の進ちょく状況について、専門的又は市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女平等推進施策を展開します。推進委員会は、男女平等社会の実現に向けて活動する団体の代表4人以内、公募市民3人以内、識見を有する者3人以内で構成されます。全庁にわたる横断的な推進体制として、「国分寺市男女平等推進協議会」により男女平等推進施策の推進と調整を行いますということです。

次に、2つ目が、市民、事業者等との連携との協働になります。市民平等社会の実現に向けて施策を推進するにあたって、市民や事業者等の連携や協議が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で、主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

次に、3つ目。国や東京都、関係機関との連携になります。国の法整備や、東京都が広域的に実施すべき事項等においては、国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の機関との連携を図ります。

次に、行動計画の効果的な進行管理というところで、年度ごとに推進状況を確認し、「国分寺市男女平等推進条例」第10条に基づき、推進委員会からの意見を聴取し、年次報告書を作成し公表します。推進状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。さらに、より具体的に進行管理を行うために、成果目標を設定し、その成果に向けて事業・施策を推進していきますということで、こういった4つの流れで計画のほうを推進していく形になります。

次に、上の計画の核心部について。A4の紙の資料の上の計画の核心部についての説明になります。こちらは具体的な男女平等の取組についてとなっております。現在事務局で検討しているところです。今回は、内容を核心部で示す項目についての説明と、あと2次の現計画の内容をお示ししたいと思います。こちらA4の資料と併せて、計画書のほうも併せて御覧頂ければと思います。

計画の核心部として、まず1つが、計画の基本理念になります。計画書では33ページになります。33ページの計画の基本理念というところを記載があると思うのですが、今回は今の第2次の計画の基本理念として、国分寺市男女平等推進条例の第3条に規定する基本理念。この計画の基本理念とするという形です。5項目あります。性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できる

こと。

2つ目。性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。

3つ目。市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。

4つ目。性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。

5つ目が、国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。こちらが計画の基本理念となります。

次に計画の目標というところで、キャッチコピーのような形なのですが、先ほどの計画書の33ページ。基本理念の下のほうに記載してあります。

国分寺市男女平等推進条例第3条に規定する基本理念に沿って、施策を推進するに当たり、目指す国分寺像として計画目標を次のように定めていますというところで、「男女の人権を尊重し だれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち」これが計画目標となっております。

次に、核心の内容として、計画課題になります。こちら34ページ、35ページになります。

これは先ほどの計画の策定方法にもありました、統計情報やアンケート結果、前計画の進捗状況や策定時の推進委員会を反映して設定されたものになっています。課題が1から6あります。こちらも読ませていただければと思います。

課題1が男性中心型労働慣行の見直し。次、課題2が女性の活躍の場拡大。課題3、男女平等意識の醸成。課題4、男女平等教育の充実。課題5、男女平等に関する広報・啓発活動。課題6、性別に起因する暴力や人権侵害の根絶。こちらが課題の6つとして、まとめているものになります。

先ほどの計画の基本理念、あと目標、課題をもとに市の施策を整備して、次の36ページ、37ページで計画の体系で整理させていただいております。

なお、先ほど来の計画の位置づけで説明したもの、女性活躍推進法の市町村計画というのと、あとDV防止法の市町村計画というところは別の位置づけとしてあてられていたのですが、課題1と課題2で女性活躍推進計画としての位置づけで、課題6のところでDV防止法の基本計画、市町村の計画というところで位置づけさせていただいております。

先ほどの困難女性支援法の市町村計画については、今年施行なので、次期計画のほうで埋めていく形でやっているので、現在、課題6辺り、課題5辺りのところということになるのかなというところで、まだ検討段階ですが、考えているところです。

次に、この施策体系をもとに、事業ですとか、取組というところの展開とな

るのですけれども、こちらは計画書でいうと、38 ページ以降のものになります。

こちら全て説明するのは、時間の関係上割愛させていただきたいのですが、こちら課題に対する施策内容、課題から施策というところの次で、ぶら下げる形で整理をする形です。

これらは計画の核心部となるのですけれども、併せて計画では、先ほども、一部説明はありましたが、成果目標の設定をしています。

計画書の 29 ページを御覧ください。計画として、成果目標というところで、それぞれ、例えば一番最初の「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度というところは、アンケートの結果から、その成果を数値的な目標というところで、下の、庁内の男性職員の育児休業取得率というところであったりとか、そういった形で成果目標としては、数値というところでの設定をしています。

ざっと説明をさせていただいたのですけれども、以上が計画の全体の構成及び考え方ということになります。これらの考え方であったりとか、計画の策定の課題を抽出した内容だったり、施策の展開に関しても、内容というのが、資料 1 の、A 3 の左側に計画書の構成という形があるのですけれども、この構成の順番に沿って、内容のほうをまとめさせていただいて、計画案を作成させていただければと考えております。こちらの目次のような形なのですけれども、そういった形で、事務局で、こういう計画案というところでの素案ですね、作っている最中です。

委員の皆様には、計画の構成案の考え方のご意見があれば、頂ければというところと、あと現計画のほうでの基本指針や基本目標。施策や取組などを踏まえて、次期計画への追加すべきものであったりとか、男女平等推進というところでの今のお考えとかというところをお伺いできればと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

委員長：ありがとうございます。計画の基本的な考え方について、一通り説明がございましたが、全体を通してご意見などありましたら、お願いいたします。

事務局：事務局です。最初に申し上げるべきでしたけれども、事業者さんからも一言あったのですが、引き続きの委員様、委員の方におかれましては、そもそもこういう計画がどういう位置づけで、どういう法的根拠のもとにというのは、もちろんご承知の上なのですけれども、改めてそれを再確認するとともに、新しく委員になられた方ですとか、継続であっても策定時にはいらっしゃらなかった方もいらっしゃいますので、改めて計画のフレームみたいところ、枠組みみたいところをご説明させていただきました。

全体を通して、ご意見を頂きたいところではあるのですが、説明の中で、はじめに、よく分からないところとか、あとご質問などがあれば、まずはお聞きできればと思います。

委員長：いかがでしょうか。私が聞いてもよろしいでしょうか。法的根拠と計画の位置

づけのところで、DV防止法は、これは東京都のレベルはないですね。国の法律があって、その中に市町村レベルの基本計画をつくるという項があって、それに基づいたものは、あったのでしょうか。

委託事業者：基本的根拠というところは、国の法律というのがあって、国の法律で市町村の計画をつくりましょうよというところでのぶら下がりがあるというところになっています。

都道府県の項目に関しては、実施計画を作っていくところなのですから、東京都の計画もあるのですが、補足説明になってしまうかもしれませんけれども、東京都のほうでは、区市町村と連携して取り組んでいくというところも、お話の記載もあつたりするところも踏まえつつ、あと先ほどの国分寺市の条例のほうでもあるように、連携してというところでもあるので、東京都の計画だったり、条例というところも、しっかりと整合しつつやっていくところでのつながりになっていく形になっております。

委員長：基本、国の法律があって、都のレベルもあって、市のレベルもあるではないですか。なので、DV防止法に関しては、法律的根拠というのは、都がトップではない。国があって、その中に市町村レベルでの基本計画をつくりましょうという項目があって、そこに基づくということですよね。

その同じDV防止法の中に、都道府県レベルでも計画をつくるところがある。

委託事業者：ありますね。

委員長：その住み分けというか、どういうふうに違うのですか。都のレベルでは、これをして、市町村レベルではこれをしてくださいという違いはどういったところにありますか。

委託事業者：まず、根拠のところで、国からの法律でも市町村の計画を策定してくださいというのは、努力義務になっています。なので、市町村によっては作っていないところもあります。

ただ、都道府県に関しては、都道府県のレベルでの男女平等に関する計画は、必ず作るようにというところになっていまして、都道府県レベルでは、都道府県の地域の全体を統括してこういうものが出ていることになります。なので、実質法律上では「なるべく作ってくださいよ」という位置づけでの市町村というところなのですけども、国分寺市としては、条例のほうでしっかりと男女平等の取組をしていこうというところでの計画というところで、そういったところでは、国分寺市独自というところ、よさになるかと思うのですけども、国分寺市の地域を踏まえた上での計画を立てるというところで、もうちょっとピンポイントというか、市民のためにというところの計画策定も、目的になっているかなというところです。

委員長：それは男女平等推進条例ですね。それは分かるのですけれど、DV防止法に関しては、国の法律だけがあって、都の条例はないのですよね。だけれども、

国の法律の中に市町村ごとの基本計画をつくる。これも努力義務かもしれないですけども、そうしたら、都道府県レベルに対しても、何らかの基本計画を作ることが決められているのかなと思ったのですが。

委託事業者：DVのほうの都道府県の法律。こちらのほうも。

委員長：はい。そうすると、都道府県レベルでDV防止法に関して、こういうことをすべきというものと、市町村レベルでこれをしてくださいというのと、どう重なる、あるいは違う点があるのかなと思ったのですね。

私の質問が悪いのかな。通じていないかもしれないです。住み分けをしているのではないかなと思うのです。都道府県レベルではこれをしましょう。では、市町村だったらこれをしましょうということがあるのかなと思うのですけれども。そこはどうなっているのでしょうか。

事務局：東京都の配偶者暴力防止の計画では、まず東京都の配偶者暴力相談支援センターというのが東京都にあります。東京都はその計画の中で、東京都内の自治体でも、配偶者暴力支援センターを設置することを支援するということが掲げられていて、それぞれの自治体はそれぞれの自治体で、女性相談支援員ですとか、各自治体の女性相談の窓口だったりを持っているのですが、配暴センターがあるところとないところと、いまだに独自の支援をしているところもあるので、東京都が自治体の独自の取組をサポートしつつ、その自治体においても、配偶者暴力相談支援センターの機能を備えさせることをサポートするというようなことを支援するというのを計画に載せて、進めていっています。

住み分けとしては、東京都は各自治体の配暴センターの支援をするところと、相談の業務においても、アドバイスであったりとか、自治体の支援を行うという住み分けがされているものかと思います。

委員長：そうすると、被害に遭った人が一番最初に行く窓口としては、市町村レベルですよということですね。ありがとうございます。

委員、お願いします。

委員：ちょっとずれていることを言っているかもしれないんですけど、法的根拠というのとはまた別かもしれないですが、令和3年にすべての人を大切にするまち宣言というのを、国分寺市は出していますよね。そういうのは、何らかの形で、ここに反映されるのかどうかということが知りたいのですけれど。

あの宣言も、基本的にはこの男女平等推進条例の基本理念を目指して取り組んできましたという前段で出てくるものではあるのですが、やはり市ならではの部分が出てくるのだとしたら、それは、法的根拠ではないかもしれないのですが、どこかに反映される予定はないのかなということが知りたいです。

事務局：まさに今日その話をしていまして、計画の核心部の法的根拠というものにはならないかとは思いますが、何らか計画には盛り込みたいなとは思っています。

入るとすれば、計画の核心部というところにあります、基本理念ですとか、計画の目標。33 ページになりますが、現在の計画では、条例3条を引用しています。基本理念のところですか。あと計画の目標については、こういう形でキャッチコピーみたいなものを掲げていますけれども、この辺りに何らか、すべての人を大切にするまち宣言の、国分寺独自なものも取り入れるのはどうかと考えています。

委員：あの宣言にも、事業展開の一覧がついているので、もちろん、だからそこはズレなく、こちらのほうも作成されていくのだらうとは思っているのですが、やはりそうですね。あのフレーズがどこかに欲しい気はしますよね。

委員長：分かりました。ほかはいかがでしょうか。今日はこれ以上の説明はないですかね。

事務局：説明としては。

委員長：計画書の構成の1の計画の策定に当たってというところ辺りというのは、まだ今後に出るという感じですか。

事務局：そうですね、今後になります。徐々にという形になりまして、実際の内容のところに踏み込んでという話には、今日はならないかなとは想定しているのですが、今、委員がおっしゃったような、計画の核心部のところですね。理念ですとか、目標のところ辺りで、何かぜひこういう項目を入れてはというご意見があれば、今日の段階で言っていただきますと、大変ありがたいかなとは思いますが、フリーハンドにはなってしまうのですが、今日の説明は。

委員長：この計画の核心部のところに、成果目標の設定というところも入っていますけれども、それに関しても、今日お話しするという感じですか。この29ページの第2次のときの計画の29ページの成果目標で、指標がありますけれども、これも今後これは変えたほうがいいという話を、今、するのでしょうか。

事務局：現行のがたたき台になると思うのですが、ちょっと違う項目を、違う視点で、こういう項目を入れたらいいのではないかなというものがあれば。

委員長：私たちが毎年やってきた作業にすごく関わってくるところとしては、この今の成果目標のところですね。ここ、今、現状のところ、これだと平成27年度ですけれども、新しい意識調査の結果などは。

事務局：令和6年度はまだ出ていない。5年度は集計中でして。令和4年度までの数字は出ています。

委員長：ありがとうございます。例えば課題の1が男性中心の雇用、労働環境の見直しという課題に対して、ここに掲げてある項目が、これだけでいいのかというのを、今、検討してもいいということですよ。

皆さん、いかがでしょうか。

委員：どういうふうにあれしづらいか分からないのですが、市の現状ですよ。現状把握というのを、もう少し共通認識しないと、これでは前年度というか、

前回踏襲で、また同じことになってしまうのではないでしょうかね。

先ほどのお話だと、統計情報、これに関しても人口とおっしゃっていたのですが、国分寺市の人口が今後どういうふうに市としては想定しているのか、きちんと出していただき、また意識調査のアンケートの結果ですよね。あれをまだ全くここでは議論が、議論というか、話題にも上がっていないような状況ですから、全くとは言いませんけど、そここのところもきちんと振り返り、それで、ワークショップは今後やっていって、市民の人から直接的に意見を取られるのでしょうか、それがないと、結局このままいってしまうということになりませんか。非常にそれが懸念されて、何なのかなと、よく分からなくて。そんなふうに思ったのですけれど。なので、現状把握に関して、もう少し委員の中で、市の職員の方々も含めて、共通認識を持ちたいと思います。

それが1点と、あともう1つは、困難な問題を抱える女性の支援法というのが、施行されたわけですね。それは国分寺市としては、条例化するというようなこともあるのですか。というのは、女性支援員、女性の相談員、女性相談センターみたいなものを充実させるというようなことですね。そうすると、国分寺市には既に女性の相談員はいるけれども、その相談員の仕事の範囲というか、それがもう少しきちんとした形の相談の範囲というか、それを考えていく必要があるのではないかなと思うのですよね。

というのは、国分寺市の場合は、相談員は多分非常勤の方ですか。そうだとすると、非常勤の方が取れる責任範囲というものもあるでしょうから、そういったことなども市としては考えていく必要があるのかなとは思っています。条例をどうやってつくるのかとか、よく分かりませんが。

委員長：ありがとうございます。多分、現状把握というところで、この計画書の1の計画の策定にあたってという部分が文章になって、分かってくると、私たちも現状を共有しやすいと思うのですが。そこをどうしましょうか。

事務局：1点目の現状把握のところにつきましては、今日お示しできればよかったと、確かに思うところなのですが、次回以降、現状も把握した上で、もう一度、協議をお願いできればと思っています。

参考として、今、お配りしたのが、令和4年度の報告書になっていまして、委員長から、直近の数値はというところでしたので、5ページに。

委員長：これは平成27年度ですね。

事務局：成果目標なのですが、この現行のこちらの水色の計画のほうの29ページに記載があるとおりの、それぞれの数値を持ってきている元となるもの、出典元が違ってまいりますので、男女平等に関する市民意識実態調査については、現在集計をしているので、こちらに最新の情報がまだ整っていないのですけれども、それ以外の特定事業主行動計画ですとか、ほかの部分について、数値が毎年更新されるものは、今、お配りした評価報告書ののっとり、46ページ以降の

ところに現状で、令和5年度4月1日時点の数値を入力しております。

委員長：どうでしょうか。ということで、今、できることとしては、どうでしょうか。

例えば、課題1の項目の2番目の庁内の男性職員の育休取得率が、平成27年度が8%ですけれども、今、頂きました最新のもの、令和4年度ですと、63.6%と見ていいのですかね。いいですね。

でも、例えば育休の中身が例えば1日しか取っていないとか、そういうところは分からないのですよねというご指摘なのです。

事務局：毎年の評価の中で、1つ1つの施策の評価をしていただいているのは、1つの例示として、一昨年は100%と出たのですけれども、それが1日でも取れば、その人は満たされるのか。その方の意思で、1日ならいいけれども、本当はもっと取りたいけど、1日しか取れなかったなど、いろいろ背景があるというところです。その辺については、パーセンテージとしては、1つクリアしたかもしれないけども、そこの質と言っていいのでしょうか。そういったものについて、議論をして頭出ししていただくとまた今年度の推進委員会で議論できると考えます。

委員長：例えば、この成果目標のこの項目、男性の育児休業取得というのが取得率でいいかどうかというのが、今、例えば議論できますかね。

事務局：男女平等市民意識調査のほうの数値も、今、お配りいたします。

委員長：ありがとうございます。ただ、今、おっしゃったように、本人が望む日数が取れたかどうかということもあるので、単純に何日取ったかというのを指標にするのも何かまた難しいというのもあるでしょうし、これに関して、国の目標とかはあるのですか。何日取りましょうとか。

事務局：未確認ですけど、あると思います。前回の成果目標の設定の際に、平成32年、国目標というのが入っていますので。

委員長：そうしたら国の目標が恐らく取得率だけでなく、分数とかで出ているのだとしたら、それを項目に新たに入れていくということは、可能かもしれないですね。

事務局：はい。

委員長：というような感じで、今、お話し合いできそうなところを少し見ていくというのは、いかがでしょうか。

事務局：そうしましたら、成果目標のところは、今、男女平等市民意識調査も数値を持ってきた上で、検討していただけるということで、2点目の、困難女性支援法の、市の条例はつくるかどうかであるとか、あとDVの対応ですね。どうかみたいなどころについては、人権平等課だけではなくて、所管課との調整が非常に重要なとは思っておりますので、計画全体を取りまとめるのは当課なのですけれども、そこの困難女性支援法の部分につきましては、所管課と連携して考えていくことになろうかと思っています。現時点で、条例という予定はな

いです。

事務局：先ほど、委員長からDV防止法の関係のお話が少しあったかと思います。国で、法律を制定した。その法律の中において都道府県レベルでの、計画策定義務であるとか、役割、責務と、市区町村レベルでの責務であったり、計画策定の努力義務。これと同じことが、今回の困難女性支援法のづくりも同じような形になっております。国として法律を定め、都道府県においては、その法律の背景や経緯ですね。それから趣旨を踏まえた形で、計画の策定、これは義務であると。市区町村においても、策定は努力義務というところです。それぞれの責務があると明記されているところでございまして、先ほどおっしゃったような、例えば市町村あるいは都道府県での条例等の制定というの、1つの考え方としてはあるのかもしれませんが、現段階で、全て条例化する、法制化するという事ではないかとも思っておりますので、現段階では、そのような予定は考えているところではございません。

委員長：お願いします。

委員：ちょっとずれていることを言ってしまうかもしれないのですが、数字だけでは分からない現状は、結構隠れてしまっていて。私、再三ここで発言しているのが、ここ29ページの保育所待機児童数というところが、現状、平成27年度88人が解消されたということで、今、待機児童はいないということになっています。私、学童保育の実態を知っている立場として、解消はされています。待機児童はいません。全入ですから。でも、その学童の実態はどうなのという、定員が80人のところに、170人とか詰め込んでいるわけですね。2倍以上の子どもたちがひしめき合っている状態で、解消されたというのだろうかという現実がこの数字だと、多分見えていないと思うのですね。

これは預けるほうにとっては、「ラッキー、解消された、全員預かってもらえるのだ」と。でも、預けられる子どもたちにとっては、かなりハードルが高い実状です。本当に。

定員の2.5倍ぐらいのところ、2倍ぐらいのところはほぼほぼで、何かこんな環境で子どもたちが豊かな育ちができるのかというのは、常に疑問に思っているところなので、この数字だけで「国分寺市、すごいじゃん」とは言えないかなと。そこのところをもうちょっと現状と数字だけで見えない部分というのも、やはり私たちも伝えていかなければいけないと思うのですけれども、ぜひ見ていただきたいと思います。

委員長：この保育所待機児童数というのは、課題2の女性の活躍の場の拡大の指標の1つになって、項目の1つになっているわけですが、そうしますと、待機児童数以外にどんな項目があれば、これが見えるのでしょうか。1人当たり子どもを何人見ているとか。どのようなのが一番いいですか。

委員：一応、国の基準が1.6平方メートルだったかな、1人当たりが保障されるべ

きという基準があるのですよね。

委員長：平方メートルで出す。

委員：最近の国分寺市は全然 1.6 どころか、きっと 0.幾つという。1人当たりの面積でいくとですね。というところなので、そういうところで、数字的には見えると思いますね。私もぜひ知りたいと思いますが。ここと、これ子ども若者計画課なのかなとは思っただけけれど、ただ、女性の活躍とかというところに行くと、ここで躊躇している方もいらっしゃるかなとは思いますが。

委員長：私、すごく不勉強で分からないのですが、国の目標値としては、平方メートル当たり何人というのと、待機児童数と、ほかに何かありますか。

委員：見ている大人の数のとの。大人1人何人子どもを見ているのは1つあります。

委員：単位数があります。単位数につき何人。保育園とか、結構厳しい基準があるのですが、学童だと、それを目標とすべき基準なので、「でなくてもいいよ」となっているから、全入という乱暴なことができてしまう。

なので、解消の陰にそういう実態もあるというところを何とかしてもらいたいなど。

委員長：これ、1つ1つの課題に対して、今よりもっと項目を増やしていくことも可能なのですか。

事務局：そこは可能です。

委員長：そうすると、今の保育所、待機児童問題に関しても、少なくとも3つは新しく入れられますよね。候補としては。恐らく、もうその数値は所管、子ども若者計画課にはあるのですよね、きっと。平方メートル当たり何人とか、大人1人が何人見ている。

事務局：その数値はこちらでは、必ずしも把握している回答はできかねます。

委員長：でも、割り出そうと思えば、割り出せますよね。

委員：子ども若者計画課は、数字を持っていると思うので。女性の働きやすさ、社会進出の陰で、子どもの人権はどうなっているのかなというのがすごく気になります。

事務局：現計画の成果目標を確認いただいて、ここで言う、話題になったところですが、保育園、保育所の待機児童数です。今、委員からお話を頂いたところは、そこはもちろんあるかもしれませんが、実際、お話ししたのは学童保育所のお話ですね。そこは、保育園と窓口の違いがあるところでもありますけれども、例えば保育園ですね。いわゆる保育所、保育園のほうの待機児童数については、今、数字を持ち合わせていませんので、何とも言えませんが、一定、当時よりは1つ成果が上がってきているというところで、では、学童保育所の現状があるとか、項目をシフトチェンジするというのも、1つの考え方なのかなと。増やすのはもちろんできないのですが、あまりにバーッとになってしまうと、また逆にぼやけてしまうというのものもあるのかもしれない。

それはこれからご議論の中で、少しずつ項目をシフトチェンジするとかというのはあるのかなと思っています。確認でございました。

委員長：もしかしたら、これは保育所に関してと、ほかにも学童に関してというふうに、両方見るということも、別にいいですね。

委員：4年生以上、6年生までが入れると、国では言っているけれども、国分寺市は3年生だけでも、そういうパンクしている状態だから、4年生以上は受け入れられませんといっているのですね。そういうのを見ると、これは働きやすさとかとは、また離れてしまうかなと思うので、学童保育所の実態とかとも合わせてみるのもいいのかな。保育園児がどんどん大きくなっていくわけで。

委員：子どもたちは少なくなっていくという。

委員：子どもは少なくなっているのに、パンクしている。国分寺市は子どもが減っているかどうか、ちょっとね。

事務局：増えています。

委員長：恐らく今日できることはこういう感じで、どんどん案を出していくことかなと思うのですが、ほかにいかがでしょうか。私たちで見られるところがありますかね。庁内の超過勤務の縮減というのは、増えているような気がしますけれど。令和4年度 9.4。ジェンダーという言葉の認知度とかは、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度とか、大幅に増えていますけれども、その中で男女平等推進センターの認知度が。そこだけ増えてはいますが、2ポイントぐらい。

委員：そもそもですが、言葉の認知度とか、成果目標が、数値が出るのは分かるのです、何%とか。この中間と最終で、では10しか上がっていない言葉と、男女共同参画社会という言葉の認知度を急に100に上げて、最終が100のままだとか、その上げ幅の違いはどこから生まれたのですか。認知度を広めるということで考えれば、方法論はいっぱいあるわけで、この言葉は広がりにくいと思って言っている言葉なのか、それとも広がりやすそうな言葉は100にしているのか。広がりやすいと思っているから、100になったのか。そもそも、その数値の決定の根拠が、初めて来ているので、全く見ていて分からない。達成をしたということに関しても、パーセンテージなので、正直どうにでもできてしまうのではないかなとも思ってしまうので。そこら辺、根拠がちょっと見えない感じが、目標と言っているもののなのとか、成果と言っているもののなのとかいうのを、ずっと聞いていて、もやもやする感じがしているのですね。

その点はどうでしょう。お答えしにくい話だとは思うのですけど。

事務局：非常に難しいご質問かなと思っております。お答えがいかようにでもできると言ったら語弊があるかもしれませんが、何をもって、客観性であるとか、あるいは比較、他団体であったり、都だったり国だったり、比較という意味

で、何をもって目標あるいは選択するかというところにかかってくると思っております。

男女平等推進行動計画の策定というところで、市には、様々な計画を策定しているところもございます。一番の基本となる総合ビジョンというビジョンの策定をしているところもございます。いろいろな目標値、あるいは成果目標を定めて、それに向かって各所管課であったり、市であったり、国であったりというところが、施策を打っていくということになるかと思えますけれども、これを先ほど言ったような視点からよりよく、あるいは実効性のあるものというもので、目標を定めることはいいと思えますし、ぜひそういったご意見を、また委員の皆様から頂ければいいと思えます。

それができるということであれば、ぜひそうしていただきたいと思えますし、なかなか、今、お話あることが、難しい。これ経年比較というものも一方の考え方でもあると思えますので、そういったところのバランスをとって、目標と成果というものを定めていくのかなと、まずは思っているところでございます。

その上で、パーセンテージの決定の仕方が、明確にこうだという対応は難しいかと思えます。多分当時の現状でありますとか、それこそ国や都の状況を見た上で、目標としてのパーセンテージの設定をしたいとしていったのではないかと思います。そのときに、これは別の議論で、昨年この委員会でもあったかと思えますけれども、目標とする以上は、目標値というものをしっかりと高めと言ったらいいでしょうか、極論を言ってしまえば、100%にすべきではないかというご意見があったかと思えますけれども、そこは、これもやはりバランスになるのかなと思っております。

極論は全て 100%にすればいいと、その目標に向かってということになりますけれども、現実的なところの足元の状況と、期間との中での達成見込みというのは、ある程度どうしても感覚的なところは出てきてしまいますけれども、そういったことで、設定をしていると思えますし、現計画においても見直しというのはしております。中間で見直しをしておりますので、目標についての設定でありますとか、変更というものは、また見直しの中で、ご議論の中で、決めていくこともできるかなと思っております。

委員長：ありがとうございます。1つ質問をさせていただきたいのですが、1から6の課題というのは、これは変わらないということですね。

事務局：課題につきましても、全く何もないところから全部入れ替えることは考えていないのですが、必ずしもこの6個の課題だけでいいとか、この割り振りでいいかということは決まてはいないので、東京都と内閣府のそれぞれの計画がありますので、そちらの進捗や動向も踏まえて更新していくものかと思えます。

委員長：そうすると、その下についている施策も、変わるということですか。

事務局：そうですね。今、お伝えしたとおりに、東京都と内閣府の示すテーマを、社会情勢を踏まえて、適切な形に更新していく可能性はあるかと思います。ただ、現状はまだ達成できていない課題も多くありますので、引き続き、その課題を掲示していくというところもあるかと思います。

委員長：そうなってきましたと、施策はどうなるか分からない中で、今、私たちが見ていた、この成果目標の項目を話すのはちょっと無理があるかなと思いました。ですが、課題の5は男女平等に関する広報・啓発活動ですよね。この下にある施策、2つあって、「男女平等推進センター」の活用促進。それから男女の人権に配慮した表現の推進となっています。それに対して、今、ここの成果目標の項目。これ1個だけなのですか。男女平等推進センターの認知度。これだけでしたか。

事務局：現状、そうですね。

委員長：だとしたら、少なくともこれは、何かほかの成果項目とできますよね。例えば男女平等推進センターを実際に男女平等のために使った件数とかですかね。本も買ったから、男女平等推進のためにこの部屋を借りて、何か活動をしましたとか、そういうのとかでもいいということですよ。

同じように課題3の男女平等意識の醸成に関しても、今の項目はジェンダーという言葉の認知度しかないということですよ。でも、この男女平等意識の醸成は、学校教育のところでしたか。学校教育は課題4でしたね。課題4の項目がないということですよ。

委員：今、ジェンダーという言葉の認知度がもうポイントが相当高くなっていて、では、これは今後ジェンダーという言葉の中身というか、より厚みを増した施策という、そういうのを増やすことができるということ。

今、課題4の学校の教育に関してもそうですし、課題3に関しても、教育って、教えたということのさらに深い中身の部分を加えることはできるのでしょうか。目標に対して、人権に特化したとか、もっとワードが、ジェンダーの中にいろいろあるというところまで、そういう中身に触れるようなことはできるのでしょうか。

事務局：推進委員会のご意見として私たち事務局として承り、それを各所管課が教育の部分であれば、学校指導課がメインになると思うのですが、そこ調整をしていくことにはなろうかと思うのですよね。

ただ、最終的に推進委員会が出た意見のとおり、この施策だったり、事業を必ずしも学校指導課がやれるかと言いますと、そこはちょっと難しいかもしれません。ただ、学校指導課にかかわらず、担当課としては推進委員会のご意見を踏まえた上で、施策は改めて考えるのですけれども、ご意見として頂くところにとどまる場合もあると思います。

委員：分かりました。

委員長：そうなるともう課題も施策も含めて、違うものになることもあるし、それに向けた意見を私たちが出すこともできるということですね。

事務局：そうですね。

委員長：時間的にあと 10 分くらいなのですが、そうすると、この議論は国分寺市の現状を私たちが情報共有した上で、もう 1 回また話し合うことが可能ということですかね。ありがとうございます。

そうしましたら現状で私たちが何か話せそうなところはないでしょうか。

委員：先ほどの、教育の部分は思っています。

委員長：教育のところは、できそうな気がするのですけれど。

委員：この参考書の 33 ページのところなどでは、「意識を育む教育を」というのは、ふわっとし過ぎていると思うので、何かしら。その辺は多分、専門の方の言葉が必要だとは思いますが、何か事業目標はもうちょっとあるのではないかなど。

委員：今ある事業目標を削れるということですね、逆に言えば。リーフレットを配るとか、そういうのを削ってしまって、例えば、包括的に性教育を充実させるとか、そういうものを持っていても、そういう提案はできるという、そういう意味ですね。ただ、採用してもらえるかどうかは分からないけれども、言いたいことは言ってもらってもいいですよという感じなのですか。

これまでも、これらの施策の、33 ページの学校に関しては、学校ではもう全てできているという回答だったのですよね。どれも実施されている、実行されているというのが。そうだったら、もうこういうことをやってもらうのではなくて、もっと実効性のあるようなことをやってもらってはどうかという提案をしていくことはできるということですね。

そうだとすると、いろいろやりようというか、提案なり、皆さんで意見交換ができる余地があるということですかね。

事務局：今、現行でいきますと、課題がありまして、施策がありまして、その下に事業がございます。今、委員がおっしゃったリーフレットの配布ですとか、全部 100%実施したとか、そういったところは各課の各担当課の事業の一番下の部分になってくると思います。そこにつきましては、今後の流れとしまして、課題や施策をある程度固めた上で、各担当課、どうしても現行計画がベースにはなると思うのですけれども、8年間この計画でやってきた結果と総括と今後の事業をどういうふうに変更していくかという投げかけを各課にいたしまして、それで何かしら各担当課から上がってきます。それをまとめたものを皆様に見ていただきます。その時に委員がおっしゃったような、こういうのではなくて、中身の分かるようなもの、時代に合ったものとかというところを具体的に言っていただけると、担当課としてもありがたいなと思っています。

委員：これらは大きな提案なんですけど、4番の男女平等教育の充実というのが、今のところ学校だけではないですか、対象が。私は大人も必要だなと思っていて、例えば行政職員ですとか、何かしら学校以外のところもプラスしてもいいのかなと、これは勝手に提案ですし、離れている。

委員長：課題3の男女平等意識の醸成のところ、それに当たるのですかね。

委員：それが何か結構私の中でもごちゃごちゃしていて、何とも言えないんですけど。

委員長：そういう目で見ると、課題は確かに整理されてもいいかなと。

委員：そうですね。教育と書いてあるのは、それ全て学校に行っているというような感じだったりするので。

委員：課題3のほうで、行政内の研修とかという内容は入っているのですけれども、そういうのを整理してもいいのかなと思って。

委員：たしか、意識調査の中でも、その市民の意見の中で、そういった研修機関があったらいいとか、勉強する機会があったらいいとかというのは、そういったような回答もあったような気がするので、市民に向けてのそういった啓蒙とか、教育、研修みたいな、そういったチャンスがあるといいということですよ。

委員長：多分、それが「男女平等推進センター」の活用促進なのでしょうね。

委員：推進センターに行ったことがない理由としては、必要がないというような回答がありましたよね。なので、必要がなくても、行くようなセンターであれば、そこで学びを得ることができるということです。要するに、本を読みに行くとか、そこに休みに行くとか、何でもいから、そういうような場所がその推進センターであれば、そこで同時に学ぶことができる、そういったツールを置いておけばいいわけ。なので、これはこれ、これはこれみたいな考え方ではなくて、もう少し総合的に考えると、いろいろな意味で動きが出てきて、意識のそれこそ、醸成が達成されるのではないかなと思います。

委員長：ほかにいかがでしょうか。何かありますか。

それでは、もしなければ、議題2のその他のところですが、何かございますでしょうか。事務局から何かありますか。

事務局：その他としては、特にないのですけれども、今日はどうしても計画のフレームのところのご説明をメインに考えてしまったものですから、せっかくお集り頂いたにもかかわらず、審議する資料、数値がなくて大変申し訳ないと思います。

次回の内容ですが、今、皆さんのお話を聞いていて考えているのは、A3の資料の左下のほうに計画の策定方法というところで、統計情報ですとか、アンケート、昨年の調査の結果、あとワークショップ次回のときには終わっていませんが、9月の初めを予定しているので、あとは前計画の進捗状況というのも、昨年度までは出ていますが、8年を通しての各課がどう考えたかというのも調査する予定ですので、次回、統計情報と調査の結果のところは、

資料としてはお示しできると思っています。

その上で、計画の素案を今後つくって、段階的にお出ししていく形にはなると思っていますので、どこまでが次回の内容になるかというのは、整理してからと思っていますので、また整理できたら、メール等でお知らせしたいと思っています。

次回が8月22日の7時からになります。場所は同じです。

委員長：何かほかにございますか。よろしいでしょうか。それでは、以上で本日の推進委員会を終了いたします。ありがとうございました。

—— 了 ——